報道資料

くらしの中に 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省行政相談センター まくみみ沖縄

令和３年４月30日
沖縄行政評価事務所

認定こども園等の利用に係る保育を必要とする事由（保育要件）の「同居」の取扱いが見直されました！

― 沖縄行政評価事務所の参考連絡等を踏まえ、那覇市が改善 ―

総務省沖縄行政評価事務所（所長:神里豊）では、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議(注)（座長:宮國英男弁護士）の意見を踏まえ、令和3年3月26日、那覇市に参考連絡を行いました。

これについて、同市は、下記のとおり同居の取扱いを見直しました。

行政相談の要旨

私の子は、那覇市内の認定こども園に通っている（2 号認定）が、同居している親の介護が必要となったため、令和 3 年 3 月 1 日から、子の保育時間について、現在の短時間（8 時間）から標準時間（11 時間）への変更を那覇市に申請した。

しかし、同市から、保育を必要とする事由の「保護者が同居家族の看護や介護をしている」との要件を満たさないので、保育時間の変更は認められないと言われた。

その理由を確認したところ、同市において、同居とは、住民票上の同一世帯としており、私と親が住民票上は別世帯であるため、同居にはあたらないということだった。

私と親は、住民票上の世帯は別であるものの、一つ屋根の下で生活しており、住所も同じであることから、同居の解釈を見直して、保育時間の変更を認めてほしい。

当事務所の参考連絡

那覇市は、保育を必要とする事由の「同居」の取扱いについて、住民基本台帳上の同一世帯として割り切るのではなく、実態に即した柔軟な運用を検討する必要がある。

那覇市の改善措置

これまでの取扱いを見直し、同一世帯の定義に「同一家屋に居住している等同一世帯として実態が確認できる者」を加えた。

（注） 行政苦情救済推進会議
相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、弁護士、大学教授、報道機関及び経済団体関係者等の委員で構成されています。

【問合せ先】 総務省沖縄行政評価事務所
主任行政相談官室 新井、山口
電話:098-866-0145（代表）